



子育て・教育

妊娠したら

子育て世代包括支援センター

妊娠届をスタートに妊娠、出産、子育てに関する様々な疑問や悩みの相談に対応し、一緒に考えていく窓口です。子育ての情報がわからないなどお気軽にご相談ください。あなたの子育てを応援します！
※お子さんの体重・身長測定などもできます。

場所 子育て支援課

日時 平日午前9時～午後5時30分

母子健康手帳の交付

妊娠届出をされた方に交付。マタニティ・マークも配布しています。

出産・子育て応援給付金

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援を実施し、妊娠届出時および出生届出後の面談実施後に給付金を支給します。

妊婦健康診査

問 地域保健課

受診券を使って医師による診察・検尿・血圧測定など一定額分の補助が受けられます。

日時 妊娠中に14回

場所 大阪府内の指定医療機関

妊婦歯科健康診査

問 地域保健課

受診券を使って歯科医師による診察・保健指導などの補助が受けられます。

日時 妊娠中に1回

場所 松原市内の指定医療機関

出産育児一時金

46ページをご覧ください。

健康教室

プレママ・スクール(予約制)

妊婦とその家族を対象に、助産師の話、参加者同士の交流、おむつ交換、抱き方、お風呂の入れ方の実習などを行っています。

場所 まつばらテラス1階 キラキラひろば

詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

出産したら

新生児聴覚検査

問 地域保健課

受検票を使って聴覚検査の補助が受けられます。

日時 生後28日未満で1回のみ

場所 大阪府内の指定医療機関

産婦健康診査

問 地域保健課

受診券を使って医師や助産師による診察・検尿・血圧測定などの補助が受けられます。

日時 出産後2週間及び1カ月の計2回

場所 大阪府内の指定医療機関

こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4カ月までの赤ちゃんがいるご家庭に助産師や保健師・保育士等が訪問します。

産後ケア事業

生後4カ月未満の乳児及び母親のうち、家族等から十分な支援が受けられず、支援が特に必要と認められる者に対し、心身のケアや育児のサポート等を受けることができます。

費用 一部自己負担あり。

詳細は子育て支援課へお問い合わせください。



子育て・教育

乳幼児健康診査

	日時	内容	場所
乳児一般健康診査	生後1カ月頃	受診券を使って医師による診察・身体計測などが受けられます	大阪府内の取扱医療機関
4か月児健康診査	おおむね第2・第4月曜日	医師による診察、身体計測、育児・離乳食のお話、個別相談など	市立保健センター
乳児後期健康診査	生後9～12カ月未満	受診券を使って医師による診察、身体計測などが受けられます	大阪府内の取扱医療機関
1歳7か月児健康診査	おおむね第1・第3火曜日	医師・歯科医師による診察、虫歯菌の強さを見る検査、身体計測、個別相談など	市立保健センター
2歳児歯科健康診査	おおむね第2木曜日	歯科医師による診察、ブラッシング指導、希望者はフッ素塗布など	市立保健センター
2歳6か月児歯科健康診査	おおむね第4木曜日	歯科医師による診察、ブラッシング指導、希望者はフッ素塗布など	市立保健センター
3歳6か月児健康診査	おおむね第1・第3金曜日	医師・歯科医師による診察、尿検査、身体計測、目のスクリーニング検査、個別相談など	市立保健センター

予防接種

指定医療機関については、広報や保健事業案内などを通じてお知らせします。

	接種名	対象・説明	場所	
定期予防接種	ロタウイルスワクチン	生後6週～生後24週未満 2回接種ワクチン(4週間隔) 生後6週～生後32週未満 3回接種ワクチン(4週間隔) *標準的に初回は生後2月から生後14週6日までに受けてください。	市内指定医療機関へ直接お問い合わせください。詳細については、ホームページをご覧ください。	
	B型肝炎ワクチン	生後12月に至るまでの間にある人 1回目(標準的には生後2月から接種) 2回目(1回目の接種から27日以上の間隔を置いて1回) 3回目(1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回)		合計3回
	小児ヒブワクチン	初回接種開始年齢が生後2月から生後7月に至るまで 初回3回(27日以上の間隔で3回) 追加1回(初回終了後7月以上の間隔を置いて1回)		合計4回
		初回接種開始年齢が生後7月から生後12月に至るまで 初回2回(27日以上の間隔で2回) 追加1回(初回終了後7月以上の間隔を置いて1回)		合計3回
		初回接種開始年齢が生後12月から生後60月に至るまで 初回1回(追加なし)		合計1回
	小児肺炎球菌ワクチン	初回接種開始年齢が生後2月から生後7月に至るまで 初回3回(27日以上の間隔で3回) 追加1回(初回終了後60日以上の間隔で1歳以降に1回)		合計4回
		初回接種開始年齢が生後7月から生後12月に至るまで 初回2回(27日以上の間隔で2回) 追加1回(初回終了後60日以上の間隔で1歳以降に1回)		合計3回
		初回接種開始年齢が生後12月から生後24月に至るまで 初回2回(60日以上の間隔を置いて2回、追加なし)		合計2回
		初回接種開始年齢が生後24月から生後60月に至るまで 初回1回(追加なし)		合計1回
	4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	生後2月から生後90月に至るまで 初回3回(20日以上の間隔を置いて3回) 追加1回(初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回)		
	不活化ポリオ	生後3月から生後90月に至るまで 初回3回(20日以上の間隔を置いて3回) 追加1回(初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回)		
	BCG	生後3月から生後1歳に至るまで (標準として生後5月から8月に達するまで)		
水痘	生後12月から生後36月に至るまで 1回目(標準的には生後12月から生後15月の間に1回) 2回目(1回目接種から3月以上の間隔を置いて1回)			

次ページに続く



	接種名	対象・説明	場所
定期予防接種	麻疹(はしか) 風しん(三日はしか)	1期:生後12月から生後24月に至るまで 2期:小学校入学の前年度	市内指定医療機関へ 直接お問い合わせください。 詳細については、 ホームページをご覧ください。
	日本脳炎	1期:生後6月から生後90月に至るまで 初回2回(6日以上の間隔を置いて2回) ※標準的には3歳~4歳に達するまでの期間に接種 追加1回(初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回) ※標準的には4歳~5歳に達するまでの期間に接種 2期:9歳以上13歳未満で1回 ※標準的には9歳~10歳に達するまでの期間に接種 ※経過措置の対象年齢があります。 詳細は、保健事業案内を参照してください。	
	2種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満で1回 ※2種混合の定期接種を、3種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき)の任意接種へ変更を希望される場合、接種費用の一部助成を行っています。(有料)	
	子宮頸がんワクチン	小学6年生~高校3年生に相当する女子 ※積極的勧奨が差し控えられた期間に接種機会を逃した人への経過措置があります。詳細はホームページをご覧ください。	
任意接種	風しんワクチン接種費用 助成事業(有料)	平成2年4月1日以前に生まれた人で ①妊娠を希望している女性 ②妊娠をしている女性の配偶者 ③妊娠を希望している女性の配偶者 *③に該当される方は手続きが必要ですので地域保健課窓口までお越しください。	
	おたふくかぜワクチン 接種費用助成(有料)	生後12カ月から生後24カ月にいたるまで 1回 平成29年4月2日生まれ~平成30年4月1日生まれ 1回 (小学校入学の前年度) 詳細については、市のホームページをご覧ください。	



子育て・教育

手当について

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学生修了までの子どもを監護する親等に支給する手当です。

●支給額について

0歳~3歳未満	15,000円
3歳~小学校修了前	10,000円
(ただし第3子以降は)	15,000円)
中学生	10,000円

●支給について

基本として、申請月の翌月からになります。
申請者の所得により支給の制限があります。

児童福祉給付金

4月1日現在において、松原市に引き続き1年以上居住しているひとり親家庭などで、当該年度に小学校に入学される児童を対象に支給します。

対象 児童扶養手当を受給しているもしくはひとり親家庭医療証の交付を受け、1年以上松原市に居住している児童など

給付内容 対象児童1名につき年額 25,000円

申請期間 毎年4月1日から4月20日まで

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童と同居し、監護し、生計を維持している方へ支給する手当です。

★なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童をいいます。

支給額

児童1人の場合	全部支給:44,140円 一部支給:44,130円~10,410円
児童2人以上の場合	2人目:10,420円 3人目:6,250円

支給について

申請月の翌月からになります。

支給要件について

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)
- ⑥父が母のまたは母が父の申立てにより保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出産した児童

その他について

申請者の所得や、そのほかの条件により支給の制限があります。

特別児童扶養手当

受給できる方

20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)または父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること)している人が受給できます。

ただし、次のような場合には、手当を受けることができませんので注意してください。

- ① 手当を受けようとする人または児童が日本に住んでいないとき
- ② 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき
- ③ 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

手当の月額

令和5年4月以降

障害等級	1級	2級
手当の月額(1人当たり)	53,700円	35,760円

(注1)障がい程度の等級内容については、子育て支援課までお問い合わせください。

(注2)手当の月額は、物価スライド制の適用により改定される場合があります。

ひとり親家庭の福祉

母子・父子家庭・寡婦相談

母子・父子家庭の生活全般の相談について、相談を受けています。また、家族や夫婦関係から生じる問題を母子・父子・寡婦福祉の観点を通して相談を受けています(離婚前相談)。

母子・父子・寡婦福祉金貸付制度

母子・父子家庭・寡婦の人の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものです。また、就学支度資金、修学資金、就職支度・修業資金については、父母のいない20歳未満の子にも貸し付けしています。

総合福祉会館母子・父子福祉センター事業

母子及び父子並びに寡婦家庭等に対し母子・父子相談及び各種教室を開催することで生活の安定と児童の福祉の増進をはかります。

就労相談(自立支援プログラム策定事業)

ひとり親家庭で、児童扶養手当受給中の方について専門の相談員が相談に応じ、その人にあった就職などのサポートを行います。また、必要に応じてハローワークなどと連携していきます。(生活保護受給者は除く)

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。受講前に講座指定の手続きが必要です。事前相談が必要。

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師などの資格をとるために養成機関に就学している場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。事前相談が必要。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座の受講費用の軽減を図るため給付金を支給します。事前相談が必要。

子育て支援

ファミリー・サポート・センター

問 ☎337-3118

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人とを結ぶ子育て支援をしています。みんなで子育てを楽しんでみませんか？

市民の方はどなたでも参加できる無料の講習会、交流会なども開催しています。会員制ですが、入会金・年会費は無料です。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

●依頼会員

生後3カ月～12歳までの子どもがいる市民の方(窓口にて随時登録)

●援助会員

子どもが好きで、育児の援助がしたい健康な市民の方(指定の講座終了後登録:講座は事前申し込みが必要)

<サポート>

利用時間 全日 午前7時～午後9時

費用 平日 1時間700円
土曜・日曜・祝日 1時間800円

<登録・講座>

受付時間 平日 午前9時～午後5時30分

子育て支援センター

子育て家庭に対して交流や遊びなどの活動を通じて支援をしています。

子育ての相談も育児の相談や子育てに関する情報も提供しています。対象は0歳～未就園児のお子さんとその保護者です。

- のびのび(第2保育所内) ☎333-6977
- わくわく(市立恵我図書館2階) ☎335-6119
- あいあい(第3保育所内) ☎332-8760
- ともだちひろば(清水保育園内) ☎335-1050
- ぴい～すKIDS(まつばら駅前おおぞら保育園内) ☎338-0288
- キラキラひろば(まつばらテラス(輝)) ☎330-0301
- こみゆにていーひろばNIKO(ニコ) ☎330-2511



子育て・教育

ひろば事業

ひろば事業では、子育てをしている保護者たちが、気軽に集い、交流でき、また保育士などから子育てに関する相談やアドバイスを受けることのできる場所を提供しています。事前申し込みは必要ありませんので、ご自由にお越しください。

	市民道夢館内 なごみのひろば 阿保4丁目210-7	はーとビュー内 わいわいひろば 南新町2丁目141-1	第3保育所内 あいあいひろば 上田7丁目11-34
曜日	月、水～金曜日	月～金曜日	月～金曜日
時間	午前10時～午後4時(正午～午後0時45分は閉館)		
対象	0歳～未就園児の子どもとその保護者		
	キラキラひろば (まつばらテラス(輝)) 田井城3丁目104-2	NIKO(ニコ)ひろば 天美南5丁目20-22	丹南ニコひろば (丹南町会総合会館) 松原市丹南4丁目113-1
曜日	月～土曜日	月～水、金、土	月曜日
時間	午前10時～午後4時 (正午～午後0時45分 は閉館)	午前10時～午後4時	午前10時～午後3時
対象	0歳～未就園児の子どもとその保護者		

※日曜・祝日はお休みです

園庭開放

保育所や幼稚園等に通っていない就学前の子どもたちを対象に、園庭開放を実施しています。

市立保育所、私立保育園、市立幼稚園と市立認定こども園、私立幼稚園と私立認定こども園の日程など詳しくは、まつばら子育てネット・広報または各施設へお問い合わせください。

子育て短期支援事業

保護者の方が、病気や仕事等の都合で、一時的に家庭での養育が困難になった場合及び経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、これらの児童及び母親を児童福祉施設等において1週間以内を原則としてお預かりしています。

費用 所得に応じて算出します。

家庭児童相談室

家庭児童相談室では、家庭児童相談員による家庭における児童の養育や福祉について相談・助言を行っています。

相談の内容

子どもの発達、しつけ、性格、学校や幼稚園など集団生活上に関すること、心身障がい、非行、家庭環境、家族関係など。

相談の対象 18歳未満の子どもと保護者

相談の方法 面接、電話等による相談。予約制

保育所(園)・認定こども園

保育所は、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で子どもを保育できない場合に、その子どもを保護、養育し、心身ともに健やかに育てることを目的とする施設です。松原市には、公立保育所が4カ所、私立保育園が14カ所あります。

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う機能と子育て相談等地域における子育ての支援を行う機能を備える幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。松原市には、公立認定こども園が1カ所、私立認定こども園が4カ所あります。

保育を必要とする事由

保護者が次のいずれかに当てはまる方。(同居の親族などが保育できる場合は除きます)

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居の親族等の介護または看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休暇取得時に、すでに保育を利用している児童がおり、継続利用が必要であること
- ⑩その他、①から⑨に類する状態として市が認める事由

保育料

●0歳児～2歳児

世帯の市民税の課税状況に応じて決定します。住民税非課税世帯は、保育料が無償になります。

●3歳児～5歳児

世帯の市民税の課税状況に関わらず保育料が無償となります。

申請書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書
- ②保育所等利用(調整)申込書
- ③保育の必要な事由の証明書
- ④母子手帳
- ⑤所得証明書
- ⑥認印
- ⑦個人番号カードもしくは、通知カードと本人確認書類

市立保育所

施設名	住所	電話番号	一時保育	園庭開放
第2保育所	南新町3-7-30	☎331-7846		○
第3保育所	上田7-11-34	☎332-8763	○	○
第4保育所	天美我堂 3-124-10	☎335-5660		○
第7保育所	一津屋3-4-32	☎335-6116		○

市立認定こども園

施設名	住所	電話番号	一時保育	園庭開放
わかばこども園	岡2-7-25	☎332-1200	○	○

私立保育園

施設名	住所	電話番号	一時保育	園庭開放
青い鳥学園	天美南1-202	☎332-0580		○
ことり保育園	天美南5-4-8	☎349-6144		○
清水保育園	南新町5-13-4	☎335-1050	○	○
ピヨピヨ保育園	西野々2-3-5	☎333-8066	○	○
まつばら駅前 おおぞら保育園	上田4-3-32	☎338-0288	○	○
松原保育園	松ヶ丘3-845	☎337-9477	○	○
天美保育園	天美東8-6-35	☎332-0341	○	○
天美保育園分園	天美東8-13-23	☎332-0341		○
天美北保育園	天美北1-360-1	☎339-1750	○	○
松原カリーノ保育園	東新町2-210	☎334-6080	○	○
アミアリア保育園	西野々1-9-3	☎336-0606		○
みつばち保育園	三宅西2-466-4	☎336-4900		○
阿保くすの木保育園	阿保2-23-2	☎336-8928		○
うえだおおぞら保育園	上田8-11-7	☎337-6051		○

私立認定こども園

施設名	住所	電話番号	一時保育	園庭開放
幼保連携型認定こども園 宮前つばさ幼稚園	上田6-10-24	☎337-0283	○	○
幼稚園型認定こども園 松原ひかり幼稚園	阿保3-16-41	☎332-1648	○	○
保育所型認定こども園 明の守おかまち学園	岡2-10-31	☎334-5116	○	○
保育所型認定こども園 明の守しんどう学園	新堂5-227-1	☎332-7707	○	○

特別保育について

認可保育施設を利用している市内在住の児童が対象となります。ただし、定員に余裕がない場合利用できないことがあります。

※松原市外の認可保育施設を利用している児童も対象となります。

休日保育

認可保育施設入所中のお子様で、勤務等により日曜日・祝日に保育が困難な場合利用できます。

実施日時 日曜日・祝日 午前9時～午後5時

実施場所 まつばら駅前おおぞら保育園(☎338-0288)

利用方法 直接、実施保育施設に申し込み

保護者負担金

日額3,000円(3歳未満児)、日額1,800円(3歳以上児)
ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は1,000円
貸ふとん代1回100円

病児保育

認可保育施設入所中で市内在住のお子様で、入院を必要としない程度で、集団保育が困難な場合利用できます。

実施日時 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く
午前8時～午後6時

定員 4名(病状等により受け入れできない場合があります)

実施場所 阪南中央病院 病児保育室(☎333-2100)

利用方法 事前に利用の登録が必要です。詳しくは、保育所または子ども施設課までお問い合わせください。また、利用にあたっては予約が必要です。

予約方法 利用日前日の午前9時から午後5時までの間に、又は利用当日の午前8時から午前9時までの間

保護者負担金

- ① 生活保護世帯0円、市民税非課税世帯500円
- ② ①以外の世帯2,000円

昼食 300円にて提供可能(アレルギー除去食は対応不可のため要弁当持参)

備考 利用にあたっては、別に医師の連絡票(利用許可及び指示書 発行料500円)が必要になります。



一時保育

- 対象児童** 下記理由により保育が必要な就学前の児童
- パート勤務などのため、断続的に家庭での保育ができない方。
 - 病気やけがで保護者が入院や、災害、事故、看護などのため緊急に、または一時的に保育ができない方。
 - 心理・精神的負担の軽減、解消、児童の交流などの理由で、一時的に利用を希望される方。

実施日時

実施保育施設の開所日の午前9時～午後5時

実施場所 71ページをご覧ください。

利用方法

直接、実施保育施設に申込(各保育施設によって取り扱いが異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。)

保護者負担金

各保育施設によって取り扱いが異なりますので各保育施設にお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園

問 子ども未来室

公立幼稚園入園手続き

市内に住む3歳児から5歳児(3歳児については、三宅幼稚園を除く)が入園できます。市内には公立幼稚園が2園、公立認定こども園が1園あり、入園の募集は毎年10月に実施します。また、転入者や転居者の途中入園の手続きは、随時各園で行っています。ただし、定員を超える場合は入園できません。

公立幼稚園

名前	住所	電話番号
三宅幼稚園	三宅中3-17-8	☎332-4638
四つ葉幼稚園	天美南4-276-1	☎332-0015

公立幼保連携型認定こども園

名前	住所	TEL
わかばこども園	岡2-7-25	☎332-1200

私立幼稚園入園手続き

入園手続きについては、各私立幼稚園までお問い合わせください。

私立幼稚園

名前	住所	TEL
木の実幼稚園	天美北3-10-18	☎337-1580
美和幼稚園	東新町1-17-66	☎333-1775
星の光幼稚園	一津屋6-12-5	☎336-9981

認定こども園入園手続き

入園手続きについては、認定こども園までお問い合わせください。

私立認定こども園

名前	住所	TEL
幼保連携型認定こども園 宮前つばさ幼稚園	上田6-10-24	☎337-0283
幼稚園型認定こども園 松原ひかり幼稚園	阿保3-16-41	☎332-1648
保育所型認定こども園 明の守おかまち学園	岡2-10-31	☎334-5116
保育所型認定こども園 明の守しんどう学園	新堂5-227-1	☎332-7707

預かり保育

幼児期の教育の支援をはじめ、保護者の子育て及び就労を支援するため、市立幼稚園に通う園児を対象に、通常教育時間終了後、預かり保育を実施しています。また、四つ葉幼稚園及びわかばこども園に通う園児を対象に、早朝及び夏休みなどの長期休業中(土曜・日曜・祝日を除く)も預かり保育を実施しています。利用方法、使用料などについては、各公立幼稚園及び認定こども園または子ども未来室までお問い合わせください。

預かり保育一覧(三宅幼稚園)

	保育時間	保育料
通常預かり保育	教育時間終了～ 午後5時30分	月利用 4,000円 日利用 400円 (水曜日 600円)

預かり保育一覧(四つ葉幼稚園)

	保育時間	保育料
早朝預かり保育	午前7時～9時	月利用 2,000円 日利用 200円
通常預かり保育	教育時間終了～ 午後6時	月利用 4,000円 日利用 400円 (水曜日 600円)
長期休業中の 預かり保育	午前7時～午後6時 (午前(午前7時～正午) 午後(正午～午後6時))	日利用 1,000円 (午前400円、午後600円) 月利用10,000円 (8月)

預かり保育一覧(わかばこども園)

	保育時間	保育料	
早朝預かり保育	午前7時～8時45分まで	月利用	2,000円
		日利用	200円
預かり保育	教育時間終了～ 午後6時まで	月利用	4,000円
		日利用	400円
延長預かり保育	午後6時～7時まで	月利用	1,000円
		日利用	100円
長期休業中の 預かり保育	午前7時～午後6時まで	月利用	10,000円
		日利用	1,000円
	午前7時から正午まで	日利用	400円
	正午から午後6時まで	日利用	600円
	午後6時から7時まで	日利用	100円

私立認定こども園・私立幼稚園については、園にお問い合わせください。

小・中学校

問 教職員課

入学手続き

小学校

6歳になる児童の保護者に、入学予定の前年度の12月中旬に、教育委員会から就学通知書を各家庭へ郵送します。

中学校

小学校卒業見込みの児童の保護者に、入学予定の前年度の12月下旬に、教育委員会から市立小学校を通じ、就学通知書をお届けします。

通学区域など

就学校の指定について

お子さんが通う学校は、学校教育法施行令第5条第2項に基づき教育委員会が指定しています。この指定された学校を「就学指定校」といい、その学校に通う地域を「通学区域」といいます。小中学校の通学区域は、通学距離だけでなく地域(町会等)・学校の規模などのさまざまな項目を勘案したうえで決められています。



就学指定校変更及び区域外就学について

原則として教育委員会が指定した学校に通っていただくこととなりますが、学校教育法施行令第8条に基づき、保護者の申立てにより、相当な理由により一定の期間、就学すべき学校の変更が認められる場合があります。なお、許可要件があります。

また、要件を満たしていても必ずしも許可できるものではありません。

転校手続き

市外に転出するとき

松原市からほかの市町村へ転出する場合は、窓口課で住民異動届の手続きをしてください。転退学通知書をお渡ししますので、現在、通学している学校に提出し在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、窓口課で発行する転出証明書とともに、転出先の市町村で転校手続きをしてください。

市外から転入するとき

ほかの市町村から松原市に転入される場合は、窓口課で住民異動届の手続きをしてください。転入学通知書をお渡ししますので、新たに転入する学校で転校の手続きをしてください。

市内で転居し、学校が変わるとき

松原市内で転居される場合は、窓口課で住民異動届の手続きをしてください。転退学通知書と転入学通知書をお渡ししますので、在学中の学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けて、それとともに新たに転入する学校で転校手続きをしてください。



就学援助など

就学援助

市立の小・中学校に在学しているお子さんをお持ちの方で、経済的な理由により困っている家庭に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助する就学援助制度があります。支給については前々年度の収入など一定の認定基準に基づいて審査を行い決定します。申請は毎年2月頃に教職員課または各小・中学校で受け付けをします。

入学準備資金の貸付

市内に在住する中学3年生で、学校教育法による高等学校などへ進学する志望を持ちながら、入学時に必要な経費の支払いが困難な人に、入学準備資金をお貸しします。貸付額は、50,000円・100,000円・150,000円のうち、いずれかの金額を選択できます。返還については、正規の就業期間が終了した月の翌月から下に定める期間内に半年賦または、年賦で返還していただきます。また申し込みは、4月に高校へ進学を予定している人を対象に、その年の1月上旬に行います。通学する中学校へご相談ください。

貸与額	50,000円(返還期間5年)
貸与額	100,000円(返還期間5年)
貸与額	150,000円(返還期間7年6月)

子育て・教育

教育相談

問 教育研修センター

松原市教育支援センター

チャレンジルーム

学校に行けなくなった子どもにとって、自分の「居場所」を見いだすことは大きな喜びとなり、そこでの体験や活動が自立を促し、集団への適応力を養い、やがては学校生活への復帰につながっていくことが期待されます。そのため設けられたのが「チャレンジルーム」です。入室に関する相談など、電話や来室による相談に応じています

場 所 はーとビュー(松原市人権交流センター)2階

開 室 日 月曜日～金曜日、午前9時～午後2時
(祝日を除く。長期休業日中は休室)

教育相談

不登校など学校生活や家庭生活の悩み、子育ての悩みについて、児童・生徒や保護者を対象に専門家による教育相談に応じています。

相 談 日 土曜日(電話予約)

対 象 松原市在住の小中学校に通う児童生徒及びその保護者など

予約受付 チャレンジルーム(☎337-4110)
教育研修センター(☎337-3133)

スクールカウンセラー

児童・生徒及び保護者からの、さまざまな教育相談に応じるために、市内の全中学校・小学校に、スクールカウンセラーが配置されています。

キンダーカウンセラー

就学前の子どもをもつ保護者の相談に応じるため、四つ葉幼稚園にキンダーカウンセラーが配置されています。

予約受付 四つ葉幼稚園(☎332-0015)

About a digital book

松原市 暮らしの便利帳が **電子書籍** に!!

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

**わが街
事典**®

無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください

iPhoneアプリ版

iPadアプリ版

Androidアプリ版



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら



学童保育

問 子ども未来室

留守家庭児童会室

保護者の就労や疾病などにより、放課後留守家庭になる児童(小学校1年生～6年生)を対象に、遊びを通して安全保護及び生活指導を行います。

入室資格

保護者及び同居の親族等(以下「保護者等」という)などが次のいずれかに該当し、かつ、15日以上保育に欠ける月が3カ月以上継続すること。(就労終了時間が午後3時より前の場合、または長期休業中のみの入室の受付はおこなっていません)

- ①保護者等が昼間に居宅外で労働することを常態とする家庭の児童
- ②保護者等が昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態とする家庭の児童
- ③保護者等が長期にわたり傷病または心身の障がいを持っている家庭の児童
- ④前記に類する状態にあると認められる家庭の児童

開室時間

月曜日～金曜日:午後1時～5時

土曜日:午前8時30分～午後5時

短縮授業の日:授業等終了時刻～午後5時

夏休みなどの学校休業日:午前8時30分～午後5時

休室日

日曜日、国民の休日のほか、8月13日～8月15日、年末年始、休室協力日(3月31日・4月1日)(年末年始の休室は変更されることがあります)

費用

世帯の市民税の課税状況に応じて決定します。(最高月額7,000円、2人目からは半額)
※別途おやつ代、教材費などは実費負担



延長保育

留守家庭児童会室終了後、希望者を対象に延長保育を実施します。ただし、必ずお迎えが必要です。

対象者 留守家庭児童会室入室者

実施日 留守家庭児童会室の開室日の全日 午後5時～7時

費用 月額2,000円

開設児童会室(各小学校内)

松原留守家庭児童会室	たいよう	☎335-8201
天美留守家庭児童会室	こぶし	☎335-8202
松原西留守家庭児童会室	ありんこ	☎335-8203
恵我南留守家庭児童会室	ひとつや	☎335-8204
松原南留守家庭児童会室	なかよし	☎335-8205
松原北留守家庭児童会室	ひまわり	☎335-8206
天美南留守家庭児童会室	たんぽぽ	☎335-8207
三宅留守家庭児童会室	にこにこ	☎335-8208
中央留守家庭児童会室	おおぞら	☎335-8209
天美西留守家庭児童会室	わんぱく	☎335-8210
恵我留守家庭児童会室	すぎのこ	☎335-8211
松原東留守家庭児童会室	とまと	☎335-8212
河合留守家庭児童会室	こすもす	☎335-8213
天美北留守家庭児童会室	つくし	☎335-8214
布忍留守家庭児童会室	ともだち	☎335-8187

留守家庭児童会室一時預かり

疾病や通院送迎等に伴う一時的な保育需要に対応するため、児童(小学校1年生～6年生)を対象に、一日単位で留守家庭児童会室にて保育を行います。

定員 1児童会室につき、1日最大3名(利用定員に余裕がある場合のみ)

開室時間及び利用料金

月曜日～金曜日:午後1時～5時 1日あたり500円

短縮授業の日:授業終了時刻～午後5時

1日あたり500円

土曜日、夏休みなどの学校休業日:午前8時30分～午後5時

1日あたり1,000円

利用限度回数 児童1人あたり月3回まで

休室日 留守家庭児童会室に準じる

私立学童保育

施設名	住所	TEL
学童保育テラ	天美東8-13-23	☎335-5551

費用等は、学童保育テラにお問い合わせください。